2　前項の公益法人には、特例民法法人が整備法第四十五条の規定により移行した一般社団法人又は一般財団法人（次項において「移行一般社団法人等」という。）であって、次に掲げるもの（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から整備法第百二十一条第一項において準用する整備法第百六条第一項に規定する登記（次項において「移行登記」という。）をした日の前日までの間に貸付けを業として行っていたものに限る。）を、当分の間、含むものとする。

一　次に掲げる団体であって、その直接の構成員のみに対する貸付けを業とするもの

イ　一の国家公務員共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条第一項又は第二項の規定により設けられた国家公務員共済組合をいう。）又は一の地方公務員共済組合（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条第一項の規定により設けられた地方公務員共済組合をいう。以下イにおいて同じ。）の組合員（組合員であった者を含む。以下イにおいて同じ。）が構成する団体（地方公務員共済組合の組合員が構成する団体にあっては、一の都道府県内の地方公共団体の職員（職員であった者を含む。）である組合員が構成するものに限る。）

ロ　一の会社等（会社その他の事業者をいい、当該会社その他の事業者の役員又は使用人（役員又は使用人であった者を含む。以下ロ及びハにおいて同じ。）が構成する団体がその役員又は使用人を相手方として貸付けに係る事業を行うことを専ら目的とする会社その他の事業者である場合を除く。）の役員又は使用人が構成する団体

ハ　一の会社（当該会社及びその連結子会社等（内閣府令で定めるところにより当該会社と連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる子会社その他の会社をいい、連結子会社等であった会社を含む。以下ハにおいて同じ。）の役員又は使用人が構成する団体がその役員又は使用人を相手方として貸付けに係る事業を行うことを専ら目的とする会社である場合を除く。）及び当該会社の連結子会社等の役員又は使用人が構成する団体（ロに掲げる団体を除く。）

二　次に掲げる要件のいずれにも該当する団体

イ　その業として行う貸付けが、学生、生徒、児童又は幼児に対する学資としての資金の貸付けであること。

ロ　その業として行う貸付けが利息（貸金業法第十二条の八第二項に規定するみなし利息を含む。）を付さないものであること。

3　移行一般社団法人等（前項の規定により公益法人に含まれるものとされる移行一般社団法人等を除く。）がその移行登記をした日前に締結した貸付けに係る契約に基づく貸付けを行う場合には、当該移行一般社団法人等は、当該貸付けに関しては、公益法人とみなす。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

保険業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第七十二号

保険業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項第二号トの規定に基づき、この政令を制定する。

保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第四号中「同一の任命権者により任用された」を「一の都道府県内の地方公共団体の職員（職員であった者を含む。）である」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　野田　佳彦

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第七十三号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第九条第一項及び精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「五千五百八十円」を「七千五百四十円（法第三十八条の規定に基づく厚生労働省令の規定により社会福祉士試験の科目を免除する場合その他厚生労働省令で定める場合には、七千五百四十円を超えない範囲内において実費を勘案して厚生労働省令で定める額）」に改める。

（精神保健福祉士法施行令の一部改正）

第二条　精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「九千七百五十円」を「一万三千二百五十円（法第二十七条の規定に基づく厚生労働省令の規定により精神保健福祉士試験の科目を免除する場合その他厚生労働省令で定める場合には、一万三千二百五十円を超えない範囲内において実費を勘案して厚生労働省令で定める額）」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子

内閣総理大臣　野田　佳彦